

5飯長第 1491 号
令和5年1月31日

株式会社 章設計
代表取締役 板倉 正明 様

飯田市長 佐藤 健



飯田荘設計業務に係る契約解除違約金の請求について

令和2年1月27日に株式会社章設計 代表取締役 板倉正明氏より提訴のありました「飯田荘設計業務委託料請求事件」について、令和5年1月20日の一審判決では、原告の本訴請求が棄却されました。その後、令和5年6月28日の控訴請求については、令和5年7月13日の控訴審で控訴が棄却され、更に、最高裁への上告及び上告受理申立てについては、令和5年12月13日に却下されました。

一審判決の主文「原告は、被告に対し 95 万 5,800 円及びこれに対する平成 29 年 3 月 14 日から支払い済みまで年 2.8%の割合による金員を支払え。」に基づき、以下のとおり飯田荘設計業務に係る契約解除違約金を請求します。

請求金額

違約金	955, 800円	(契約解除違約金)
加算額	184, 324円	(1月31日まで年 2.8%で算定した遅延損害金)
合計	1, 140, 124円	

飯田市市役所 健康福祉部 長寿支援課
長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5751
飯田市大久保町 2534 番地